

## 高松市新型インフルエンザ対策本部の設置について

2009. 5. 16

- 1 設置目的 新型インフルエンザのパンデミックに備え、発生時に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるため、対策本部を設置し、国・県等関係機関と連携しつつ「高松市新型インフルエンザ対応マニュアル」に基づき対応するもの

2	設置時期	国内発生期	県内発生早期	県内感染拡大期
3	設置場所	本部＝本庁3階33会議室 発熱電話相談センター＝保健所保健対策課		
4	電話番号	本部＝839-2400 発熱電話相談センター＝839-2871		
5	勤務体制	平日昼間 (8:30～ 17:15)	本部＝組織・報道・対策 班等 発熱電話相談センター ＝健康福祉部	本部＝各班 発熱電話相談センター＝健康福祉部 ※状況に応じ増員
		平日夜間 (17:15～ 8:30)	発熱電話相談センター	本部＝健康福祉部以外の部局 発熱電話相談センター ※状況に応じ増員
		休日	発熱電話相談センター	本部＝健康福祉部以外の部局 発熱電話相談センター ※状況に応じ増員
6	主な対応  ※国、県と連携し、ウィルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、弾力的、機動的に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報の発信（患者等の発生状況、感染予防対策、相談窓口等をホームページ等で）</li> <li>・ 感染予防策（マスク着用等）の周知徹底</li> <li>・ 発熱電話相談センターの設置、療養方法の啓発</li> <li>・ 発熱外来の設置、受診の勧奨</li> <li>・ 県内発生時に実施する学校・保育所等の一斉休業等の周知と協力要請</li> <li>・ 疫学調査、入院勧告、感染症指定医療機関への移送等</li> <li>・ 要観察例患者の検体の検査依頼</li> <li>・ 感染症指定医療機関との連携</li> </ul>	<p><u>国内発生期の対応に加え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報の提供（患者発生、医療機関の受入れ等の情報公表をホームページ等で）</li> <li>・ 救急車両の安易な利用の自粛徹底</li> <li>・ 公共交通機関の不要不急の利用自粛</li> <li>・ 不特定多数の人が集まる閉鎖空間の利用自粛</li> <li>・ 集会等各種行事への参加自粛</li> <li>・ 療養方法・医療体制等の啓発</li> <li>・ 患者の登校、出勤の自粛要請、学校、保育所等の閉鎖、閉鎖要請</li> <li>・ 接触者の範囲を特定し外出自粛要請、健康管理</li> <li>・ 患者、接触者の検体の検査依頼</li> <li>・ 公的医療機関の入院受入れ</li> </ul>	<p><u>県内発生早期に加え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等の閉鎖または閉鎖要請</li> <li>・ マスクの着用、うがい、手洗いの勧奨、外出自粛の勧告</li> <li>・ 診察担当の医療機関への医師、看護師の派遣要請</li> <li>・ 入院患者の収容が困難な場合、公共施設に臨時施設を設置</li> </ul>

## 7 対策本部会の開催時期(弾力的に対応)

- (1) 国内で新型インフルエンザが発生したとき
- (2) 県内で新型インフルエンザが発生したとき
- (3) 発生段階の変更を行うとき
- (4) 対策について重要な決定を行う必要があると判断したとき
- (5) その他不測の事態（恐れを含む）が生じたとき